

串間市における入札・契約制度 及びコンプライアンスのあり方 に関する提言（概要版）

令和6年5月23日

串間市入札制度等検討委員会

1 検討委員会の趣旨と目的等

(提言書P1)

- 前副市長が官製談合防止法違反等の容疑で逮捕・起訴されたことを受け、市の入札・契約制度の検証及びコンプライアンス意識の強化を図り、官製談合等の根絶に向けた対策を検討するため設置。
- 検討委員会は、令和6年1月19日から5月23日までの間、計5回開催。
- 市の入札制度や職員のコンプライアンスの意識や取組を聴取した上で論点を整理し、幅広い視点から検討を重ねた。

○串間市入札制度等検討委員会委員

	氏名	職名等
委員長	中澤 隆雄	宮崎大学名誉教授
委員	落合 雅子	税理士
委員	川添 正浩	弁護士
委員	木下 博義	公認会計士



【委員会の様子】

2 入札制度・職員倫理体制の現状

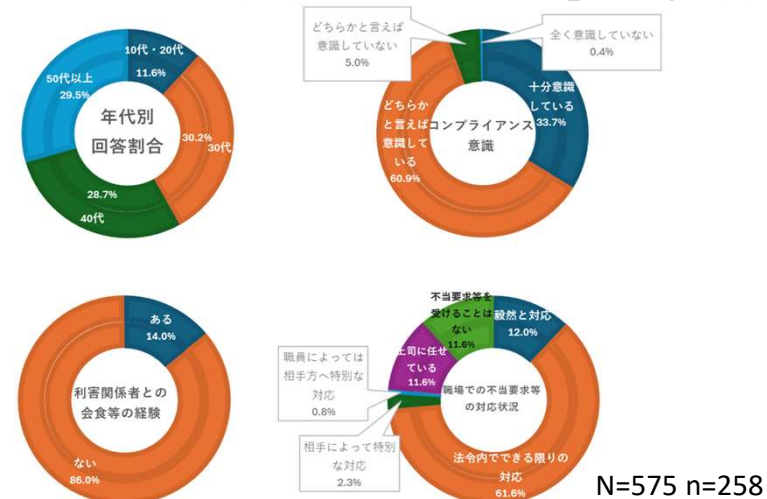
(提言書P2～ P5)

- 市の建設工事等に係る入札制度は市内業者の育成等を考慮する観点から主に指名競争入札を実施し、一般競争入札件数は僅少。
- 指名競争入札の直近5か年平均落札率は96.16%と高い値を示している。
- 職員のコンプライアンス意識を醸成するため主に年1回、常勤職員を対象とした研修を実施しているが、「職員倫理規程」等は未整備。

○指名競争入札件数及び平均落札率

年度	合 計		工 事		業務委託	
	件 数	落札率	件 数	落札率	件 数	落札率
合 計	908	96.16%	553	96.88%	355	95.03%
R4	157	97.12%	84	97.36%	73	95.75%
R3	214	96.13%	125	97.28%	89	95.61%
R2	182	96.44%	121	97.19%	61	95.09%
R1	189	95.82%	110	96.76%	79	94.52%
H30	166	95.28%	113	95.80%	53	94.19%

○「コンプライアンスに関するアンケート調査」の結果(概要)



3 検討の概要

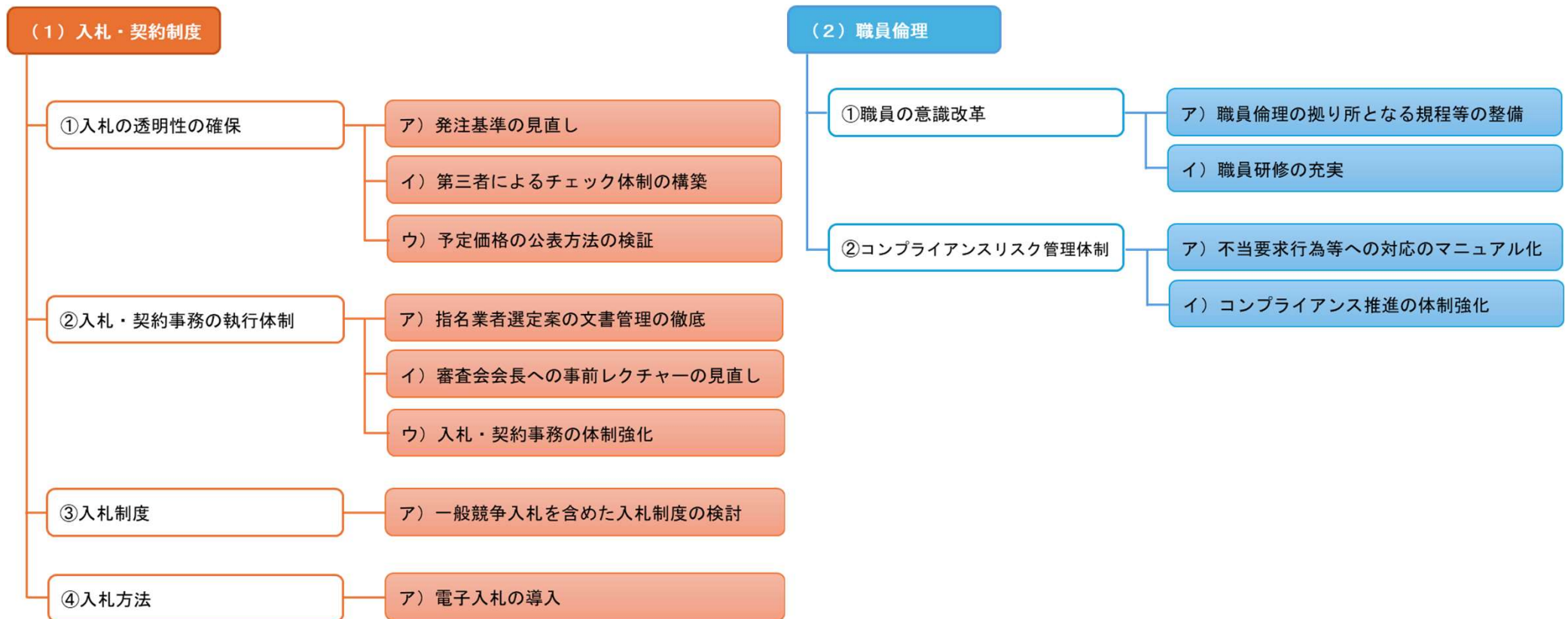
(提言書P6)

- 市の現状と課題を整理した上で検討を行い、その中での議論や意見の主な内容は以下のとおり。

入札・契約制度	職員倫理
指名業者の選定過程の透明化を図る必要があるのではないか	職員倫理規程やマニュアルを整備するなど対策の明確化を図る必要があるのではないか
入札情報の公表方法について見直しの余地はないか	
競争原理を働かせる観点から、一般競争、条件付き一般競争、指名競争、随意契約の順番で見直しの検討が行われるべきではないか	マニュアルなどを職員に浸透させるためには、トップが倫理意識を改善する姿勢を示し、自らが伝えることが重要ではないか
市内の建設業が少ないことを考慮し、例えば、等級によるグループ分けをするなど業者選定をスムーズに行ってはどうか	
談合防止の観点から電子入札が望ましいが、不慣れた業者への配慮も必要ではないか	コンプライアンス研修の内容を充実させる必要があるのではないか
談合防止の観点から入札結果を事後的に検証できる仕組みづくりが必要ではないか	

4 串間市への提言 【提言の体系】

(提言書P7)



4-1 串間市への提言【入札・契約制度】

(提言書P8～P11)

①入札の透明性の確保について

項目	現状と課題	提言内容
発注基準の見直し	指名業者選定について地域貢献度や受注回数、手持ち工事などが加味されていない	工事实績や地域貢献度等を「数値化」・「見える化」した上で評価し、基準を公表すること
第三者によるチェック体制の構築	入札契約の過程や契約の内容について法的要請である第三者の意見を適切に反映する方策が講じられていない	- 入札・契約監視委員会（仮称）を設置すること - 監視委員会には指名審査会のモニタリングや、入札・契約全般にわたり市長に建議できる権限を付与することを検討すること
予定価格の公表方法の検証	予定価格を「事前公表」としているが平均落札率が入札談合に対する疑念が生じても不自然でない高い値を示している	- 客観的データ等を分析した上で、「事前公表」の妥当性を検証すること - 検証にあたっては、工事成績評価の導入の検討や、監視委員会の意見を参考にすること

②入札・契約事務の執行体制について

項目	現状と課題	提言内容
指名業者選定案の文書管理の徹底	職員が作成する指名業者選定案は、所属長の決裁を経た公文書として未整理であった	・ 所属長の決裁を経た上で公文書として整理すること※1 ・ 職員の異動等の際、取扱いが確実に引き継がれる体制づくりを徹底すること
審査会会長への事前レクチャーの見直し	指名審査会の開催前、職員が審査会会長（副市長）へ会議進行要領とあわせて指名業者選定案の事前レクチャーを行っていた	・ 指名業者選定案の変更等は指名審査会において行うことをルール化すること※2 ・ 審査会会長等から不正につながる指示等を受けた場合の体制整備を図ること
入札・契約事務の体制強化	入札・契約に係る通常業務は主に職員1名が担い、入札件数等からしても脆弱な体制であった	・ 不正が行われないような人員面を含めた仕組みづくりの確立を図ること※3 ・ 事務処理方法を見直すなど業務量の軽減を図ること ・ 不当要求・働きかけを受けた場合の体制強化を図ること

※1 令和5年12月以降、所属長の決裁を経た上で公文書として整理する取扱いに改められた。

※2 令和6年4月以降、審査会会長への事前レクチャーは会議進行要領のみの説明に改められた。

※3 令和6年度の組織改編により、財務課に入札・契約事務を専属的に所掌する「入札・契約係」が設置された。

③入札制度について

項目	現状と課題	提言内容
一般競争入札を含めた入札制度の検討	地方公共団体の調達原則である一般競争入札の事例は僅少であり、その適用範囲を定める規定が存在しない	- 一般競争入札の適用範囲を明確にし、具体的な制度設計について検討すること - 電子入札や、総合評価落札方式の導入などを視野に入れつつ、市の実情に応じた条件整理を行うこと

④入札方法について

項目	現状と課題	提言内容
電子入札の導入	政府は地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続きの一つとして入札を挙げ、透明性の確保と入札参加機会の拡大が期待される	- 市内業者の現状を把握した上で、電子入札の導入を検討すること - 業者向け説明会や紙・電子を併用する試行期間の設定など業者の不安払拭に力点を置くこと

4-2 串間市への提言 【職員倫理】

(提言書P12～P13)

①職員の意識改革について

項目	現状と課題	提言内容
職員倫理の拠り所となる規程等の整備	利害関係者から金銭・物品の贈与や接待を受けたりすることなどを禁止する内容を規定した「倫理規程」等が未整備である	- 職場の実態等を踏まえた上で「倫理規程」等を整備すること - 市長自らが「倫理規程」等の理念を職員に伝える仕組みをつくること
職員研修の充実	対象者を限定した研修などにとどまっており、反復研修は行っておらず、また、研修の必要性の理解に乏しい職員や、研修効果を疑問視する意見がある	- 職員が自由闊達に意見を出し合い、気付きを得、実行に移すことができる充実した研修内容とすること - 市長自らが各研修の意義や目的を職員に説明し、受講意欲を喚起させること

②コンプライアンスリスク管理体制について

項目	現状と課題	提言内容
不当要求行為等への対応のマニュアル化	不当要求行為への対応についてマニュアル化されたものはなく、職員や課ごとの知識や経験に委ねている	- 不当要求行為への対応についてマニュアル化すること - 要求の内容等について全庁的に共有すること - 一定の公職にある者からの「不当な働きかけ」への対応についても検討すること
コンプライアンス推進の体制強化	コンプライアンス専門部署が設置されていなかった	- 体系的な研修の実施、直面する問題へ組織的に対応するため、先導的な役割を果たす組織体制の強化を図ること※4 - 二度と同じような過ちを繰り返さない意識を特別職を含む全職員が共有し、実行に移すこと

※4 令和6年度の組織改編により、総務課に公務員倫理の監督を行う「内部統制係」が設置された。

5 まとめ

(提言書P14)

- 職員アンケートの結果を見ると、職員のコンプライアンス意識には差があり、また、不祥事発生の要因や対策は「職場内のコミュニケーション」をポイントと捉える職員が相対的に多く存在。
- 職員は、今回の事案（官製談合事件）について、他人事とせず自分事として重く受け止めなければならない。
- 「入札制度改革」と「職員・組織の意識改革」は車の両輪。
- 市長ら特別職は、行政運営上の課題を受け止め、襟を正した上で改革をしっかりと実行に移し、職員一丸となって市政の信頼回復に全力を尽くしていただきたい。